



山形県公報

平成16年1月9日(金)

号 外(1)

目 次

公 告

住民監査請求に係る監査結果..... (監 査 委 員) ... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年1月9日

山形県監査委員	鈴	木	正	法
山形県監査委員	広	谷	五郎左	工門
山形県監査委員	櫻	井		薫
山形県監査委員	濱	田	宗	一

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求のあった日

平成15年11月14日

2 請求人

山形市千歳二丁目15番20号 田 苗 重 樹

3 請求の要旨(原文のまま)

山形県知事 高橋 和雄は、特定非営利活動法人山形県デザインネットワークに対し、山形県デザインハウス整備事業費補助金 金20,000,000円として平成15年2月3日に交付している。

この補助金は山形県内の地場産業活性化を目的に出されているが、その活動実績や構成員からしてもあまりに過大な金額である。また、構成員は企業の代表者等であるから自らの企業でも経済活動を行いながら、さらにこのような団体を補助金の受け皿として利用しているようである。補助金はあくまでも税金からの支出であり、適切な団体に支給するべきである。

また、補助金の使用においても要綱に合わない項目に使用するために、書類を意図的に作成する等の行為が行われている。これは、監督者としての山形県が十分な指導を行わなかった為に起こったことである。

したがって、山形県知事に対して目的に合わない補助金を返還させ、適正な団体に支給することを求める。

4 補正

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求では、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結など財務会計上の行為があると認められるとき、又は当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合に、当該行為の防止、是正などを図るため、必要な措置を講ずべきことを請求することができることとされている。

このため、住民監査請求においては、特定の財務会計上の行為についての具体的な違法性又は不当性が主張

されていなければならない。

これを、本件請求についてみると、請求人は、山形県知事に対して目的に合わない補助金を返還させ、適正な団体に支給することを求めるとしているが、提出された監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載からは、補助金は特定されているものの、監査対象となる違法又は不当な行為が特定認識できるように個別、具体的に摘示されているとは認められない。このため、平成15年11月25日に請求人に補正を求めたところ、平成15年12月2日に請求人から下記により回答があった。

回 答(要旨)

- (1) 山形県デザインネットワークは平成2年に任意団体として発足したが、法人設立を条件に補助金を支出すると山形県より指導されNPO法人を取得したこと、また、一部デザイン関係者と山形県、山形市の上層部などの個人的関係から計画が進んだものであることから、補助団体が適正な選定基準で決定したものでなく、公益上の必要性を欠き法第232条の2に違反する。
- (2) 補助金交付要綱に合わない項目に使用するために、施工業者と施設整備工事の契約の際、補助団体に返還することを条件として600,000円(税抜き)を見積金額に加えて契約を結んでいる。同様にサイン工事においても、200,000円(税抜き)を加えて契約を結んでいる。この行為は、補助団体として不適当であることを示すものであり、山形県補助金等の適正化に関する規則第17条に違反するものである。
- (3) したがって、補助団体は適正に選定されたものではなく、その後の事業実施においても不適切な行為を行っていることから、山形県は、補助団体が申請した文書等を精査し直し、支払われた補助金の全額20,000,000円とそれに課徴金を加えて返還させることを求める。

5 受理

本件請求について、補正も含め審査した結果、監査対象となる違法又は不当な行為が特定認識できるように個別、具体的に摘示されていると判断し、本件請求は、法第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成15年12月4日に受理を決定した。

6 証拠の提出及び陳述

- (1) 出席者
法第242条第6項の規定に基づき、平成15年12月10日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。陳述には、請求人である田苗重樹が出席した。
- (2) 証拠の提出及び陳述
請求人は、自ら作成した資料及び新聞記事の写しを証拠として提出し、補正の内容及び追加提出した資料の説明など、請求の要旨を補足する主張を行った。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨(補正を含む。)及び陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 山形県(以下「県」という。)が特定非営利活動法人山形県デザインネットワーク(以下「デザインネットワーク」という。)に対して交付した平成14年度山形デザインハウス整備事業費補助金(以下「補助金」という。)は、公益上の必要性があるかどうか。
- (2) 補助団体において、補助金が平成14年度山形デザインハウス整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に合わない項目に使用されているかどうか。

2 監査の対象機関

補助金を所管する商工労働観光部産業政策課(以下「産業政策課」という。)を監査対象機関とした。

- (1) 書類調査
産業政策課から平成15年12月11日に関係書類の提出を求め、補助金交付手続き、補助事業の確認状況などについて書類調査を行った。
- (2) 事情聴取
平成15年12月19日に産業政策課長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、次の関係人調査を行った。

- (1) 補助団体
補助金の交付を受けたデザインネットワークに対し文書による調査を行うとともに、平成15年12月16日に出頭を求めて、団体の概要、補助金の使用状況などについて聴取した。

(2) 工事関係業者

デザインネットワークから工事及び設計監理を請負った業者に対し、請負状況などについて、文書による調査を行った。

第3 監査結果

1 監査対象機関の監査

(1) 書類調査

平成15年12月11日に書類調査を実施した結果、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「補助金規則」という。)及び交付要綱に基づき、補助金交付に係る手続き等は適正に行われていると認められた。

(2) 事情聴取

平成15年12月19日に産業政策課長等に対して事情聴取を行ったところ、その内容は以下のとおりであった。

ア 補助事業の公益性について

補助対象事業である山形デザインハウスの開設は、県内製品の情報を発信し消費者の声をものづくりに反映させるとともに企業や県民のデザイン意識の向上を図るため、デザインが優れた製品の展示・販売、デザインワークショップの開催、デザイン相談窓口の開設等、ものづくりを支援する拠点施設として整備されたものであり、公益上の必要性は十分にある。

イ 補助事業の経緯等について

山形デザインハウスについては、当初、49名の地場産業関係者等からなる「山形デザインハウス設立準備会」が結成され、設立の検討が進められてきたが、整備・運営主体の検討が重ねられた結果、デザインネットワークが主体となって計画推進が図られたもので、個人的な関係で進められたものではない。

また、補助団体にデザインネットワークを特定したことについては、同団体は平成2年設立以来活動実績があり、県内のデザイナー、企業、大学関係者等約130の会員からなる県内唯一のデザイン振興団体であり、施設の整備・運営主体として適切な団体であると判断したためである。

なお、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)への移行については、補助金交付の条件ではなく、デザインハウスの運営にあたり、組織体制の強化などに資するためアドバイスしたところであり、デザインネットワークが自主的にNPO法人へ移行したものである。

ウ 交付要綱に合わない補助金の使用について

交付要綱の対象とならない補助金の使用があるとの請求人からの連絡があったため、産業政策課において補助団体及び関係者について調査した結果、請求人から契約金額が適切でないとして提出された施設整備工事の見積りに関するファクシミリの写し(以下「ファクシミリ資料」という。)は、設計途中の段階の資料であり、その後に設計の変更を行い、変更後の設計に基づいた契約金額が12,600,000円(税抜き)であったことから、交付要綱に合わない補助金の使用は認められず、サイン工事についても問題は認められなかった。

2 関係人調査

(1) 補助団体の調査

デザインネットワークに対し、文書による調査を行うとともに、平成15年12月16日に出頭を求め、事情聴取を行ったところ、その内容は以下のとおりであった。

ア 団体の概要について

山形県デザインネットワークは、平成2年2月に山形県内のデザイナーやデザイン関係企業の交流と企画研究、連携支援を目的に設立した団体である。その後、団体の法人化について検討を重ねていたが、山形デザインハウス開設の計画推進にあたり、県からのアドバイスを受け、組織体制の強化、会計処理における透明性の確保などのため、平成14年10月20日に総会を開き、NPO法人へ移行することを決定した。平成14年10月31日に法人化の認証申請を行い、平成15年1月16日に認証された。

NPO法人としての目的は、優れたデザインの振興、啓発、普及及び交流を通じ、地域の活性化と心豊かな文化の形成に寄与することである。

また、構成員は、県内デザイナー、工芸作家、企業等約130会員であり、会員の職種は、各種クラフト、施設整備設計、ファッション、染色、家具、グラフィック、写真、ソフトウェア等多岐にわたり、地域的にも県内全域に及んでいる。

活動実績としては、平成2年設立以来、県内各地において2年ごとの会員展、会員交流・研修セミナー活動、研究事業等を行ってきた。また、会誌の発行やインターネットによる情報発信事業を実施しており、NPO法人認証後は、山形デザインハウスを整備し運営を開始している。

イ 施設工事に係る契約状況等について

補助事業における施設工事費15,120,000円の契約内容は、施設整備工事、サイン工事及び設計監理業務の3件である。このうち、請求人が、監査請求で対象とした施設整備工事及びサイン工事の契約状況等は、下表のとおりであった。

項目	設計書日付	見積書日付	見積業者数	契約日	契約金額(円)	支払日
施設整備工事	平成15.2.6	平成15.2.13	3社	平成15.2.17	13,230,000	平成15.5.12
サイン工事	平成15.2.6	平成15.2.13	3社	平成15.3.12	840,000	平成15.5.12

(2) 工事関係業者の調査

工事施工業者及び設計監理業者に対して、平成15年12月10日付けで文書により調査したところ、平成15年12月17日までに回答があり、内容は以下のとおりであった。

ア デザインネットワークと工事施工業者の契約状況等について

項目	見積書日付	契約日	契約金額(円)	完成日	入金日
施設整備工事	平成15.2.13	平成15.2.17	13,230,000	平成15.3.11	平成15.5.12
サイン工事	平成15.2.13	平成15.3.12	840,000	平成15.3.20	平成15.5.12

イ 請求人の契約金額に関する提出資料について

請求人から提出されたファクシミリ資料について、工事施工業者は、このファクシミリ資料は設計額を積算する過程での書類であるとし、ファクシミリ資料に記載されている12,000,000円という金額は、最終的な金額ではないとしている。

また、設計監理業者は、このファクシミリ資料は、参考見積り段階のものであり、その後に設計変更を行い、最終設計に基づいた見積り合せにより、契約書の金額である12,600,000円(税抜き)になったものであるとし、ファクシミリ資料の後に設計変更した項目の摘示があった。

3 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査及び関係人調査を行った結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 補助事業の概要

ア 事業目的について

当該補助事業は、山形デザインハウスを開設し、県内の優れたデザイン製品を展示・紹介することにより、デザインに対する県民の理解を深めるとともに、地場産業のデザイン力向上、デザイン革新に寄与することを目的としている。

イ 事業内容について

デザインネットワークが、山形市七日町二丁目7番10号NANA-BEANS2階に山形デザインハウスを開設する事業に対し補助したものである。

ウ 補助金の額について

交付要綱において、補助金の額は次に掲げる経費の合計額又は20,000,000円のいずれか低い額とされている。

(ア) デザインハウスに係る設備工事費

(イ) その他デザインハウス開設に係る経費

(2) 補助金の交付状況

ア 補助金交付額について

デザインネットワークが、補助事業に要した経費25,219,669円に対し、県からの補助金の交付額は、

20,000,000円であり、差額5,219,669円の財源については、山形市からの補助金が5,000,000円及び自己負担額が219,669円であった。

イ 交付決定について

平成15年2月1日付けでデザインネットワークから補助金交付申請書が提出され、平成15年2月3日付け産政第1088号により、補助金の額20,000,000円の交付が決定された。

本件補助事業に係る交付決定は、産業政策課において当該交付申請書及び交付申請書に添付された工事及び整備内訳書、設計図、その他参考資料について書類審査を行い、事業計画は妥当であると認められたことから、補助金規則第6条の規定により交付決定された。

ウ 実績報告及び補助金の額の確定について

平成15年4月10日付けでデザインネットワークから補助金実績報告書が提出され、平成15年4月24日付け産政第111号により、補助金の額が20,000,000円に確定された。

本件補助事業に係る補助金の額の確定は、産業政策課において当該実績報告書及び実績報告書に添付された工事及び整備内訳書、設計図、竣工図などの資料について書類審査を行うとともに、平成15年4月14日に現地調査を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められたことから、補助金規則第15条の規定により確定された。

エ 補助金支出について

補助金の支出については、交付要綱第6条による概算払いは行われず、補助金の額の確定後、平成15年5月8日にデザインネットワークに対し、20,000,000円が支出された。

(3) 補助事業に係る施設工事の契約状況等

ア 施設工事に係る設計書について

デザインネットワークと設計監理の業務委託契約を結んだ業者による設計書(工事概算内訳書)の日付は、平成15年2月6日であり、見積りに付すべき設計金額は15,447,600円(サイン工事を含む、税込み)と認められた。

イ 見積書及び契約について

施設整備工事及びサイン工事について、3社の見積書が存在し、日付は平成15年2月13日であった。このうち最低価格を提示した施工業者とデザインネットワークが契約していることが確認され、施設整備工事に係る平成15年2月17日付けの13,230,000円(税込み)の工事請負契約書並びにサイン工事に係る平成15年3月12日付けの840,000円(税込み)の受注書が存在した。

なお、施設整備工事については、工事請負契約書約款に基づいて、施工業者から提出された12,600,000円(税抜き)の工事内訳明細書が存在した。

ウ 施設工事費の支払いについて

デザインネットワークからの施設整備工事費及びサイン工事費の支払いについては、平成15年5月12日に契約書金額と同額が施工業者に支払われていた。

4 判断

以上、認定した事実に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

(1) 県がデザインネットワークに対して交付した補助金は、公益上の必要性を欠くとの主張について

補助金の交付に関しては、法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。公益上の必要性は、普通地方公共団体の長が第一次的に判断し、これを議会が予算審議を通じて判断することとなるが、この判断過程に裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助は、法第232条の2に違反し違法と判断される。

また、普通地方公共団体の長の公益上の必要性に関する判断過程に裁量の逸脱又は濫用があったか否かについては、当該補助金支出の目的及び趣旨並びに補助団体の目的、構成員、事業実績等の諸般の事情を総合的に勘案して判断するのが相当であると解される。

この趣旨に基づき、補助金の執行が適正に行われているかどうかを検証すると、以下のとおりである。

ア 補助金支出の公益上の必要性について

山形市七日町のNANA-BEANS 2階に山形デザインハウスを開設することは、デザイン振興による地場産業の活性化を図ろうとする県の産業政策上の方針に合致しており、県内の優れたデザインの製品の展示・販売等を行うとともに、デザイン振興とものづくりを支援する拠点として、デザインに対する県民の理解を深め、地場産業のデザイン力向上、デザイン革新に寄与するものと期待されたことなどの事情を勘案すれば、本件補助金の支出は、公益上必要であるものと認められる。

また、当該補助事業予算については、平成14年度一般会計補正予算に計上し、平成14年県議会9月定例会において審議され、議決されている。

イ 補助団体の選定について

請求人は、補助団体の選定が適切でないとして次の四点を挙げているが、それらについて判断すると以下のとおりである。

(ア) 交付団体の活動実績や構成員からしてもあまりに過大な金額であるとする事

交付要綱第1条において、デザインネットワークを補助団体として特定しているが、同団体は、平成2年設立以降、会員展やセミナー、情報発信事業などの活動実績があり、また約130の会員からなる県内唯一のデザイン振興団体であることなどを勘案すれば、補助団体として特定したことは相当の理由が認められる。

また、本件請求に係る補助金については、産業政策課において補助金規則及び交付要綱に基づき補助金額の審査が行われており、補助事業の内容及び実績に照らして、補助金額が過大であるとは認められない。

(イ) 交付団体の構成員は企業の代表者等であり自らの企業でも経済活動を行いながら、団体を補助金の受け皿として利用しているとする事

企業の代表者等がNPO法人の会員となることになら制限はなく、NPO法人における活動と企業における活動は目的が異なるものである。補助はNPO法人が行う事業に対して行われたものであり、企業の代表者等がNPO法人の構成員であることをもって、団体を補助金の受け皿として利用しているとは言えない。

(ウ) 法人設立を条件に補助金を支出すると指導されNPO法人を取得したとする事

デザインネットワークは以前から法人化を検討してきたが、県は、山形デザインハウスの開設を契機に、組織体制の強化や会計処理の適正化などの観点から、より公益性の高いNPO法人化を薦めたものであり、デザインネットワークは、県のアドバイスも踏まえて、会員の総意に基づき、自主的にNPO法人化を決定したものと認められる。

(エ) 補助事業が個人的関係から計画が進んだものとする事

この計画の推進にあたっては、当初「山形デザインハウス設立準備会」により設立検討が進められ、整備・運営主体の検討が重ねられた後、デザインネットワークが主体となったものであること、また、デザイン振興による地場産業の活性化という目的が県の方針と合致していることから、県がデザインネットワークに対して施設開設時の支援を行ったものであり、個人的関係から計画が進んだものとは認められない。

以上のことから、デザインネットワークに対し補助金を支出したことは、公益上の必要性について普通地方公共団体の長に認められた裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとは言えず、法第232条の2に違反しているとの請求人の主張は認められない。

(2) 補助団体において、補助金が交付要綱に合わない項目に使用されているとの主張について

請求人は、デザインネットワークが施設整備工事及びサイン工事の契約の際、それぞれ600,000円(税抜き)200,000円(税抜き)を見積金額に加えて契約を結んでおり、この行為が補助金規則第17条第1項の「補助金等の他の用途への使用」に該当すると主張している。

また、その事実を証明する書面として施設整備工事における最終見積りとするファクシミリ資料と同工事における工事請負契約書の写しを提出している。

そこで、補助金が交付要綱に合わない項目に使用されているかどうかについて検証すると、デザインネットワークから設計監理業務を請負った業者の設計書(工事概算内訳書)の日付は平成15年2月6日であり、また見積業者3社の見積書の日付は平成15年2月13日であったのに対し、請求人が提出したファクシミリ資料の送受信日は、平成15年1月31日であることから、ファクシミリ資料記載の金額は、施設整備工事の最終見積りとは認められない。

また、デザインネットワークは、設計書に基づく3社の見積書の中で、最低価格を提示した業者と契約を結んでおり、完成図書により検査を行い、設計書どおり工事が完成したものと認め、契約書金額と同額を施工業者に対して支払っている。サイン工事についても同様に、最低価格を提示した業者と契約を結び、受注書金額と同額を支払っている。

この施設整備工事及びサイン工事に係る経費は、すべて補助対象であることから、施設工事に係る補助金が交付要綱に合わない項目に使用された事実は認められない。

以上のことから、補助金の使用において、補助金規則第17条第1項における「補助金等の他の用途への使用」に該当するとの請求人の主張は認められない。

以上の結果、本件補助金は、交付手続きが適正に行われているとともに、公益上の必要性があると認められることから、補助金を支出したことに違法性又は不当性は認められない。また、補助金の使用において交付要綱に合わない項目に使用した事実も認められない。よって、請求人の請求は理由がないものとして、これを棄却する。

平成16年1月9日印刷
平成16年1月9日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056